

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第 234 条第 2 項、地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 5 号及び横浜市契約事務委任規則第 4 条第 4 項第 2 号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和 6 年 2 月 1 日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 木村 奨

1 契約の概要

中水ポンプ復旧作業工事

2 履行（納品）場所

横浜市港北区箕輪町二丁目 7 番 1 号
横浜市立箕輪小学校

3 契約日

令和 5 年 11 月 22 日

4 履行期限

令和 5 年 11 月 30 日

5 契約金額

77,000 円（うち取引に係る消費税 7,000 円）

6 契約の相手方（名称及び所在）

横浜市戸塚区矢部町 939 番地
株式会社 金子工業所

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

中水ポンプの異常低圧により、全棟の児童用トイレが使用不可となり、児童の健康面・安全面に重大な支障が生じるため、緊急で復旧作業工事を実施しました。

8 契約の相手方の選定理由

横浜市有資格者名簿に登録のある市内中小企業会社であり、また本校創立時の中水ポンプ等の施工業者でもあり、より迅速な対応ができることから選定しました。

9 所管課

横浜市立箕輪小学校